

甲賀市多文化共生センター条例案要綱

1 制定の理由

外国人市民が、家族とともに地域で定住し続けていただくため、「いつもの暮らし」を支える機能を持つ甲賀市多文化共生センター（以下「センター」という。）を開設するに当たり、甲賀市多文化共生センター条例を制定するものです。

2 制定の概要

(1) センターにおいては、多文化共生に関すること、外国人市民の相談に関すること、多文化理解の促進に関すること、生活情報等の提供に関すること等の業務を行うこととします。

【第3条関係】

(2) センターの管理に関する業務について、指定管理者に行わせることができることとします。

【第5条関係】

(3) この条例は、公布の日から6月を超えない範囲内において規則に定める日から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

センターでは「相談」「学び」「交流」の3つの機能を有するとともに、定住につなげるための軸となる事業を「①外国人相談」「②日本語教室」「③子どもの学習支援」とし、外国人市民の「いつもの暮らし」を支えてまいります。

甲賀市多文化共生センター条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、甲賀市多文化共生センター条例（令和5年甲賀市条例第●●号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（相談時間）

第2条 条例第3条第2号に規定する相談業務（以下「相談業務」という。）の時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 相談業務の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

（1） 月曜日

（2） 12月29日から翌年1月3日まで

（その他）

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、甲賀市多文化共生センター条例の施行の日から施行する。